

## 経理規程

### (目的)

第1条 本規程は特定非営利活動法人 Oneself（以下「当法人」という。）の会計処理に関する基本を定めたものであり会計業務を迅速かつ正確に処理し、当法人の損益の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

### (経理の原則)

第2条 当法人の経理は、法令、定款及び本規程の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

### (定義)

第3条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計責任者)

第4条 会計責任者は理事長、理事が選任した会計担当者とする。

### (会計年度)

第5条 会計年度は、定款に定める事業年度に従う。

### (会計区分)

第6条 会計の区分は次のとおりとする。

- (1) 特定非営利法人の活動に係る会計
- (2) 収益事業に係る会計
- (3) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく実行団体として行う民間公益活動に係る経理
- (4) その他の事業に係る会計

### (勘定科目)

第7条 当法人での勘定科目は、原則、NPO 法人会計基準を基準として作成する。

### (会計帳簿)

第8条 主要簿：会計責任者は毎会計年度終了後、速やかに次の計算書類等を作成し理事会に提出する。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 事業報告書
- (4) 活動計算書
- (5) 計算書類の注記

2. 補助簿：会計責任者は、毎月、先月までの実績を元に速やかに次の計算書類等を作成し理事長に共有しなくてはならない。

- (1) 現金出納帳（銀行口座通帳）
- (2) 固定資産台帳
- (3) 各種台帳（助成金台帳、会員台帳、寄付金台帳等）

（保存期間）

第9条 会計関係書類の保存期間は、以下とする。ただし法令が定める期間がこれを越えるものについてはその定めによる。

- (1) 主要簿、補助簿 7年
- (2) 契約書・証憑書類 7年
- (3) その他書類 5年

2. 保存期間は、会計年度終了時から起算する。

3. 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

（収支予算書の作成）

第10条 経理責任者は、事業計画に基づき、資金収支ベースの収支予算書の案を作成し、毎事業年度開始の日の1か月前までに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、収支予算書を作成し、総会の承認を得て確定する。

（収支予算の執行）

第11条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、理事長とする。

（支出予算の流用）

第12条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしなない。

（月次決算）

第13条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、当法人の財政状態及び正味財産増減の状況を理事長に報告しなければならない。

（決算整理事項）

第14条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金及び前受金の計上
- (3) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (4) 各種引当金の計上
- (5) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (6) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (7) その他必要とされる事項の確認

(財務諸表等)

第 15 条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、確定した年度決算に基づき、次に掲げる財務諸表等の案を作成し、毎事業年度の終了後 2 か月以内に理事長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書（資金収支ベースのもの）

(財務諸表等の確定)

第 16 条 理事長は、前条に規定する財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて総会へ提出し、その承認を得て財務諸表等及び事業報告を確定する。

(規定外事項)

第 17 条 本規程に定めのない事項については、代表理事および会計責任者において協議し、理事会の承認を得て指示するものとする。

(規程の改正)

第 18 条 本規程の改正においては、会計責任者が立案し、理事会において決議する。

附 則

本規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。(令和 3 年 11 月 30 日臨時総会にて議決)